

患者団体等との協働に関する指針

住友ファーマ株式会社（以下「当社」といいます。）は、社会に対する使命を「理念」に掲げています。そして、「理念」の実現に向け、自らの企業活動における基本姿勢を示した「行動宣言」に基づき、誠実な企業活動の遂行、積極的な情報開示と適正な情報管理等に努めております。

当社は、高い倫理性が求められる生命関連産業の一員として、医薬品等と患者さんが関わるあらゆる場面において、患者さんやそのご家族のニーズや悩みを理解して対応していくために、この指針に基づいて、患者団体等との積極的かつ継続的なあらゆる協働を行ってまいります。

1. 患者団体等の定義

患者団体等とは、国内の患者・家族またはその支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えとともに、療養環境の改善等を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ団体をいい、その形態は問いません（例：患者会、支援団体、社団法人、NPO等）。ただし、災害時の医療救援活動や医療技術支援活動など、医療行為を伴う取組を行う団体は含みません。

2. 協働の定義

患者団体等との交流、支援から共有の課題解決を目指す活動まで幅広い範囲とします。

3. 相互理解

当社と患者団体等との協働は、それぞれの見解や判断を尊重した相互理解のもとに行います。

4. 信頼関係の構築

当社と患者団体等とは対等な関係で信頼関係を構築し、共通の目的の実現に向けてそれぞれの役割を果たします。

5. 患者団体等の独立性の尊重

当社は、患者団体等の活動方針や運営に関して、主体性と独立性を尊重します。

6. 透明性の確保

当社は、患者団体等との協働における金銭的支援等について、その情報を公開し、透明性を確保します。

7. 書面等による合意

当社は、患者団体等との協働における活動や資金提供等について、実施前に目的・内容等について書面等による契約または合意を交わし、記録に残します。

8. 適正な情報提供

当社は、患者団体等に対し、関係法令等を遵守して、適正に情報を提供します。

9. 製品の広告・宣伝の禁止

当社は、患者団体等に対し、医療用医薬品等の広告・宣伝を行いません。

10. 影響力行使の禁止

当社は、患者団体等に対し、企業の利益のために患者団体等が作成する資料・出版物・ウェブサイト・SNSの内容、発言等に影響力を行使することを行いません。

11. 資金源の多様性の推奨

当社は、単独の資金提供者となることを条件とする支援は行いません。患者団体等が

活動のための資金を複数の提供元から調達することを推奨します。

1 2. 適正な支援

当社は、患者団体等に対する支援にあたっては、適切な水準・範囲に限って行います。患者団体等の行う会合等については、その目的に対して相応しいものであることを確認したうえで適正に支援を行います。

1 3. 個人情報の管理・保護

当社は、患者団体等との協働において、患者・家族およびその支援者のプライバシーを尊重し、個人情報保護法等の関係法令等を遵守して、協働活動を通じて知り得た個人情報を適正に管理・保護します。

以上